

政治資金収支報告書記載要領（令和6年分用）

秋田県選挙管理委員会

☆ この記載要領の目次

I 収支報告書作成上の基本的な事項及び参考	1～ 3ページ
II 各様式の記載要領	4～14ページ
III 提出の際の添付書類	15ページ

I 【収支報告書作成上の基本的な事項】

1 用語	この記載要領の中で使用する基本的な用語（特に断りが無い限り） 法 → 「政治資金規正法」 秋田県選管 → 「秋田県選挙管理委員会」 を指す。
2 収支報告書の基本的な事項	※該当のない様式は、提出する必要がありません。 該当する様式のみ、切り取って提出してください。 ①必須提出様式 - 令和6年中の収支がない（＝収入、支出ともに0円の場合） →提出する様式は次の4枚のみ 様式（その 1）表紙 （その 2）収支の状況 （その 17）資産等の状況 （その 20）宣誓書 - 上記4枚は、全ての政治団体に提出が必要 ②特定の団体のみが提出する様式 「（その 14）経常経費（人件費を除く。）」の内訳 →「資金管理団体」及び「国会議員関係政治団体」のみ ③領収書等写の提出が必要（本要領の15ページを参照） - 国会議員関係政治団体 ・ ・ 1件1万円を超える支出（人件費以外） - 資金管理団体 ・ ・ ・ ・ 1件5万円以上の支出（同上） - それ以外の団体 ・ ・ ・ ・ 1件5万円以上の支出（政治活動費関係のみ）
3 秋田県選挙管理委員会のホームページ →政治資金・政治団体	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/15273 - 収支報告書、各種届出様式のダウンロードが可能 - 具体的な収支報告書の記載例を掲載

秋田県選挙管理委員会（市町村課選挙チーム）の連絡先

TEL 018（860）1145 FAX018（860）3858

E-mail senkan@pref.akita.lg.jp

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1（秋田県企画振興部市町村課内）

※ 記載方法等ご不明な場合は、どうぞお問い合わせください。

政治資金収支報告書の記載事項	ア（記載の時点） ・令和6年12月31日（解散等の場合はその日）現在（以下、単に「12月31日現在」と表記する。） イ（記載内容） ・令和6年1月から12月の1年間における全ての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載する。 ・政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（下記▲参照。以下「特定パーティー開催団体」という。）は、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入及び支出（予定されるものを含む。）の総額、項目別の金額及び以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載する。 予定される収入又は支出を記載する場合、当該収入又は支出が予定される収入又は支出である旨を「備考」に記載する。 ・政治資金収支報告書は、政治資金規正法に基づいて政治団体の会計責任者が作成・提出するもので、一方、公職選挙法に基いて選挙運動費用を各選挙管理委員会に報告する選挙運動費用収支報告書は別物である。<u>政治資金収支報告書に直接の選挙運動費用が計上されることはないので、注意すること。</u> ウ（収支が全くない場合＝0円の場合） ・様式（その1）（その2）（その17）（その20）に必要事項を記載して提出する。（提出書類は、この4枚のみで可。<u>この4枚のみ収支報告書の冊子から切り取って提出すること。</u>） エ（提出期限） ① 国会議員関係政治団体・・・令和7年6月 2日（月） ② ①以外の政治団体・・・令和7年3月31日（月） ③ 解散した政治団体 解散の日から30日以内（国会議員関係政治団体は、60日以内） ④ 特定パーティー開催団体（下記▲）は、開催後3か月以内） （▲「特定パーティー開催団体」とは 「政治団体以外の者」が特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入が1千万円以上であるものをいう。）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合、「当該政治団体以外の者」は、当該政治資金パーティーについては政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされる。これを「特定パーティー開催団体」という。）
収入及び支出の定義	オ（収入） ・金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受 カ（支出） ・金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付 ※<u>金銭以外の財産上の利益</u>については、これを時価に見積った金額を収支報告書に記載し、その根拠を「備考」に記載する。

[参考 1]

政治資金収支報告書の構成

全体	{	(その 1) 表紙 (政治団体名、所在地等)
	{	(その 2) 収支の状況
収入 関係	{	(その 3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入
	{	(その 4) 借入金
	{	(その 5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
	{	(その 6) その他の収入
	{	(その 7 ①) 寄附の内訳 (個人からの寄附)
	{	(その 7 ②) 寄附の内訳 (法人その他の団体からの寄附)
	{	(その 7 ③) 寄附の内訳 (政治団体からの寄附)
	{	(その 8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳
	{	(その 9) 政党匿名寄附の内訳
	{	(その 10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳
	{	(その 11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
	{	(その 12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳
支出 関係	{	(その 13) 支出項目別金額の内訳
	{	(その 14) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳
	{	(その 15) 政治活動費の内訳
	{	(その 16) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳
資産 関係	{	(その 17) 資産等の状況
	{	(その 18) 資産等の項目別内訳
	{	(その 19) 不動産の利用の現況
	{	(その 20) 宣誓書
	{	(第 15 号様式) 領収書等を徴し難かった支出の明細書
	{	(第 16 号様式) 振込明細書に係る支出目的書

※ これらのうち、各団体が該当するものを提出していただきます。

[参考 2]

政治資金規正法における政治資金収支報告書提出関係の規定の概要

第 12 条第 1 項

政治団体の会計責任者は、毎年 12 月 31 日現在で、当該政治団体に係るその年の収入、支出等を記載した報告書を、3 か月以内に県選挙管理委員会に提出しなければならない。

第 17 条第 2 項

政治団体が 2 年連続して収支報告書及び提出すべき書面の提出を怠ったとき、当該団体はその法定期限の経過後は、政治活動のための寄附を受けること及び支出をすることができない。

第 25 条第 1 項第 1 号

第 12 条の規定に違反して報告書を提出しなかった者、一定の事項を記載せず、若しくは虚偽の記入をした者は、5 年以下の禁固又は 100 万円以下の罰金に処する。

Ⅱ 【各様式の記載要領】

様式	項目区分	項目別記載要領
(その1) (表紙)	収支報告書	ア(令和 年分) - 令和6年と記載する。 イ(1 政治団体の名称(「ふりがな」をつける。)、2 主たる事務所の所在地、3 代表者及び4 会計責任者の氏名) - これらの事項に異動がある場合は異動後の名称等を記載し、「届出事項の異動届」を提出する。 (※ 異動届の様式は秋田県選管のホームページからダウンロードするか、秋田県選管宛て電話や電子メール等で請求する。) ウ(収支報告書作成担当者の氏名、電話連絡先) <u>実際に収支報告書を作成した者の氏名を記載する。ただし、電話連絡先については、公表されたくない場合は空欄とし、付せん等に記入して提出する。</u> エ(「政治団体の区分」及び「活動区域の区分」) 「□」内の該当するものに「☑」を記載する。 オ(資金管理団体の指定の有無) 12月31日現在の資金管理団体指定の有無について、「□」内の該当するものに「☑」を記載する。 「有」の場合、「公職の種類」には、衆議院議員・参議院議員又は県・市・町・村の議会議員もしくは知事・市長・町長・村長の区分により、選挙区において選挙されている場合は当該選挙区名を付し、現職・候補者等の別に○をつける。 (記載例) 「衆議院議員秋田県第○区選挙区(現)」「秋田県議会議員○○選挙区(候)」「秋田県知事(候)」「○○市議会議員(候)」 カ(資金管理団体の指定の期間) - 年の途中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときは、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、 1月1日現在で資金管理団体として指定され、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消したときは、1月1日から指定を取り消した日までを記載する。 ※1月1日から12月31日まで<u>通年で資金管理団体として指定されていた場合は、記載不要</u> キ(国会議員関係政治団体の区分)(※国会議員関係政治団体のみが記載) 12月31日現在で該当する「□」内に、「☑」を記載する。 (「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」) 12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ記載する。 - 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「□」内に、「☑」を記載するほか、「公職の候補者の氏名」に(その代表者である)公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に、「衆議院議員」、「参議院議員」と記載し、現職・候補者等の別に○をつける。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その１)	収支報告書	ク（国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間） ・年の途中に、一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載する。 ・この場合、当該年の途中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用され、その後、１２月３１日まで適用されていたときは、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から１２月３１日まで、１月１日現在で特例規定が適用され、その後、当該年の途中に適用されなくなったときは、１月１日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日までを記載する。 ※１月１日から１２月３１日まで<u>通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合は、記載不要</u>
(その２) 収支の 状況	１ 収支の総括表	○（前年からの繰越額） ・前年（令和５年分）収支報告書における「翌年への繰越額」（同じ額になる。）<u>を確認の上で記載</u>する。繰越金のない団体や令和６年中の新規設立団体は「０」と記載する。
	２ 収入項目別 金額の内訳 (1) 個人の負担 する党費又は 会費	○記載事項 ・政治団体の構成員が、党則、規約その他相当するものに基づいて負担した金額及び実際に納入した人数（延人数ではなく実数） ※法人その他の団体が負担する党費又は会費は、ここではなく、寄附として(2)に計上する。
	(2) 寄 附	ア（「(7) 個人からの寄附」、「(イ) 法人その他の団体からの寄附」、「(ウ) 政治団体からの寄附」の各項目ごとに総額を記載する。 <u>※政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、政治団体からの寄附ではなく、様式（その５）（５）「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」に計上する。</u> イ（うち特定寄附） ・「(7) 個人からの寄附」のうち、特定寄附（資金管理団体の届出をした者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を、当該資金管理団体に対して行った寄附）については、個人からの寄附の内書として、その総額を記載する。 ウ（寄附のうち寄附のあっせんによるもの） ・寄附の「合計」の内書となる。 エ 政党匿名寄附 ・政党（支部）が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、１件あたりの金額が千円以下であるものについて、その総額を記載する。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その3)	(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (金額に関わらず全ての事業について記載する。)	ア 事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載する。 イ 「事業の種類」 ・ 機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業は、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」のように細分化したうえで記載し、その他の事業は、「その他の催物事業」と記載する。 ウ 政治資金パーティー開催事業は、「備考」にパーティーの名称、開催年月日、開催場所を記載する。他の政治団体と共同で開催した場合は、備考にその旨及び当該他の政治団体の名称を併せて記載する。 エ ここに記載する収入に対応する支出は、様式(その13)の「2政治活動費(3)機関紙誌の発行その他の事業費」として、それぞれア～エに分類して記載する。
(その4)	(4) 借入金	○記載事項(金額にかかわらず記載する。) ・ 借入先及び当該借入先ごとの借入金の金額を記載する。 ※「借入先」は、「甲銀行(乙支店)」のように具体的に記載する。
(その5)	(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	○記載事項(金額にかかわらず記載する。) ・ 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入額を記載する。 ・ 交付金を供与した本部又は支部ごとに、交付金の金額及び供与を受けた年月日、主たる事務所の所在地を記載する。
(その6)	(6) その他の収入 [様式(その1)～(その5)以外の収入]	ア <u>1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のもの</u>について、その基因となった事実、金額及び年月日を記載する。 「摘要」に、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」のように具体的に記載する。 イ <u>1件当たりの金額が10万円未満のものは、「1件10万円未満のもの」に一括して合計金額(のみ)を記載する。</u>
(その7 ①～③)	(7) 寄附の内訳	ア 様式(その2)の2「(2)寄附」のそれぞれの内訳を記載する。 イ 「①個人からの寄附」(→様式その7①)、「②法人その他の団体からの寄附」(→様式その7②)、「③政治団体からの寄附」(→様式その7③)に分類し、それぞれ別葉の様式に記載する。 ※本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めず、様式その5に記載すること。 ウ <u>同一の者からの寄附で、その合計額が年間5万円を超えるもの</u>については、寄附をした者の氏名、寄附金額及び寄附を受けた年月日、住所及び職業(団体は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、以下同じ。)を記載する。寄附者が上場外資50%超の会社であるときは、備考欄に「上場・外資50%超」と記載する。 エ 年間5万円以下の寄附についても、必要に応じてウ同様に報告して差し支えない。(個人の寄附で、課税上の優遇措置を受けるためには年間5万円以下であっても、収支報告書に寄附者の氏名、住所、職業、金額及び年月日を記載する必要がある。)

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その7) ①～③)	(7) 寄附の内訳	オ（その他の寄附）の欄 <u>上記ウ又はエにより、明細を記載した以外の寄附について、合計額（のみ）を記載する。</u> カ（特定寄附）について 個人からの寄附のうち、例えば秋田太郎が資金管理団体の届出をしたものである場合は、「寄附者の氏名」に「特秋田太郎」のように記載する。 キ 同一者からの寄附で明細を記載する場合、50音順に各人ごとにまとめて記載し、<u>寄附者の区分ごとに合計額を記載する。</u> ク 合計額は、様式（その2）のそれぞれの寄附の区分ごとの合計額と一致する。 ケ 同じ区分が複数ページにわたる場合、「その他の寄附」及び「合計」は、その区分の最終ページのみに記載する。
(その8)	(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳	ア 様式（その2）の（2）寄附のうち、（寄附のうち寄附のあつせんによるもの）の内訳を記載する。 イ <u>同一の者によってあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについて、寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名（団体は名称）、当該寄附のあつせんに係る金額、提供年月日、集めた期間（〇月〇日～×月×日など）、住所及び職業（団体は主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を記載する。記載の仕方は（その7）に準じる。</u> ウ <u>金額の合計額が年間5万円以下のものについては、「その他の寄附」に合計額（のみ）を記載する。</u> エ 年間5万円以下のあつせんに係る寄附については、上記ウに関わらず、必要に応じてイ同様に報告して差し支えない。 オ ここに記載する金額は、様式（その7）に記載した寄附額の内書になる。 カ 寄附のあつせん者の区分は、これら区分のいずれかに○をつける。
(その9)	(9) 政党匿名寄附の内訳	ア 記載事項 政党の支部が、街頭または一般に公開される演説会や集会の会場等で受けた1,000円以下の匿名寄附が対象になる。 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、寄附を受けた場所、合計金額及び年月日を記載する。 イ 場所については、「秋田市中通〇丁目〇〇駅前街頭」、「秋田市山王〇丁目〇番〇号〇〇会館〇〇の間」など詳細に記載する。
(その10)	(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳	ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、<u>特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入が1千万円以上であるものをいう。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合</u>、これらのパーティーごとに記載する。 イ パーティーの名称、対価に係る収入の金額、対価の支払をした者の数、開催年月日及び開催場所（〇〇市××ホテルなど）を記載する。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その10)	(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳	ウ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合は、前年以前に収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払いをした者の数を「備考」に記載する。
(その11)	(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	ア 一つの政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払で<u>合計額が20万円を超えるもの</u>について、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払いについて、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名（団体は名称）、支払われた対価の金額、年月日、住所及び職業（団体は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載する。 イ 政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」に当該パーティーの名称を記載する。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうちに、当該対価の支払をした者による支払いがある場合は、当該対価の支払をした者に係る「備考」に、前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載する。 ウ 一つの政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても、ア同様に必要に応じて報告して差し支えない。 エ 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とする。なお、「対価の支払をした者の区分」には、これらの区分のいずれかに○をつける。
(その12)	(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳	ア 一つの政治資金パーティーの対価にかかる収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の<u>合計額が20万円を超えるもの</u>について、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名（団体は名称）、当該対価の支払のあつせんに係る金額、当該政治団体に提供された年月日、集めた期間（○月○日～×月×日など）、住所（団体は主たる事務所の所在地）、職業（団体は代表者の氏名）を記載する。 イ 記載の仕方は、（その11）に準じる。 ウ 一つの政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても、必要に応じてア同様に報告して差し支えない。 エ 「対価の支払のあつせん者の区分」には、これらの区分のいずれかに○をつける。
(その13)	3 支出項目別金額の内訳 (1) 支出の総括表	ア すべての支出を、下記エの分類基準により、「1 経常経費」及び「2 政治活動費」に分類する。 イ 「1 経常経費」は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に、「2 政治活動費」は、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類する。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その13)	(1) 支出の総括表	ウ これら分類した項目ごとに年間の支出額を記載する。 当該政治団体の本部又は支部に供与した交付金（会費等）にかかる支出は、これらの項目ごとにその額を「備考」に併せて記載する。 エ （各項目ごとの分類基準） 1 経常経費 (1) 人件費・政治団体の職員等（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類 (2) 光熱水費・電気、ガス、水道使用料及びこれら計器使用料等 (3) 備品・消耗品費・机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等消耗品の類の購入費 (4) 事務所費・事務所の借損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの 2 政治活動費 (1) 組織活動費・当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事（参加）費、組織対策費、渉外費、交際費の類 (2) 選挙関係費・選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類 （※選挙運動費用は入らない。2 ページ「イ」の最後の段落を参照） (3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費 (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成・印刷費、宣伝用自動車の購入・維持費の類 (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上料、記念品代、講演諸経費の類 (エ) その他の事業費 上記（ア）（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費 (4) 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会（参加）費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その13)	(1) 支出の総括表	(5) 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類 (6) その他の経費 上記以外の政治活動に要する経費（借入金の返済など）
(その14) ※ 資 金 管 理 団 体 及 び 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 だ け が 作 成 す る 様 式	(2) 資金管理団体又は国会議員関係政治団体の経常経費の内訳	ア 人件費以外の経常経費について、資金管理団体では<u>一件当たりの金額（数回にわたって支出されたときは、その合計金額）が5万円以上</u>の支出（<u>国会議員関係政治団体では1万円を超える支出</u>）について、支出の目的、金額及び年月日、支出を受けた者の氏名及び住所（団体については、その名称及び主たる事務所の所在地）を下記の例により記載する。 イ 1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係団体に関する特例規定が適用されていた場合、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しない。 ウ 右上の「項目別区分」には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の項目別区分ごと別葉に記載する。 エ「支出の目的」は、次の例により記載する。 ○光熱水費……………「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」等 ○備品・消耗品費……「機の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」等 ○事務所費……………「事務所の借損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」等 オ「その他の支出」には、1件当たりの金額が資金管理団体として指定されていた期間に行った支出については5万円未満（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出については1万円以下）の支出合計額（のみ）を一括して記載する。
(その15)	(3) 政治活動費の内訳	1 <u>一件当たりの金額（数回にわたって支出されたときは、その合計金額）が5万円以上</u>の支出（<u>国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出については1万円を超える支出</u>）について、支出の目的、金額及び年月日、支出を受けた者の氏名及び住所（団体は、その名称及び主たる事務所の所在地）を次の要領により記載する。 2 右上の「項目別区分」には、次の例により記載し、項目別区分ごとに別葉に作成する。 ○「組織活動費（大会費）（行事費）（組織対策費）（渉外費）（交際費）等」 ○「選挙関係費（公認推薦料）（陣中見舞）等」 <u>（※選挙運動費用は入らない。2ページ「イ」を参照）</u> ○「機関紙誌の発行事業費（給与）（材料費）（印刷費）（荷造発送費）（原稿料）等」

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その15)	(3) 政治活動費の内訳	○「宣伝事業費（遊説費）（新聞・ラジオ・テレビの広告料）（ポスター・ビラ・パンフレットの作成費）（宣伝用自動車の購入・維持費）等」 ○「政治資金パーティー開催事業費（甲政治資金パーティー開催事業費）（乙政治資金パーティー開催事業費）等」 ○「調査研究費（研修会費）（資料費）（書籍購入費）（翻訳代）等」 ○「寄附・交付金（寄附金）（賛助金）（支部交付金）（負担金）（党費）（会費）等」 3「支出の目的」には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載する。 4「その他の支出」には、1件当たりの金額が5万円未満の支出（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出については1万円以下）を一括してその合計金額（のみ）を記載する。
(その16)	(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳	○各政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金や寄附金等に係る支出について、様式（その13）に掲げる分類基準による支出項目ごとに、交付金の金額及び供与した年月日、本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地を記載する。
(その17)	資産等の状況 1 資産等の総括表	○12月31日現在で保有する資産等について、項目別区分ごとの有無を「□」内に「☑」を記入する。
(その18)	2 資産等の項目別内訳	ア 12月31日現在で保有する資産等について、次の例により項目別に分類し、様式右上の「項目別区分」ごとにそれぞれ別葉で記載する。「項目別区分」には、次の区分を記載する。 (1) 土地 記載事項＝所在地、取得の価額、取得年月日及び面積 「摘要」に所在地を「秋田市山王〇丁目〇番〇号」のように、面積を「備考」に「100㎡」のように記載する。 (2) 建物 記載事項＝所在地、取得の価額、取得年月日及び床面積 「摘要」に所在地を「秋田市山王〇丁目〇番〇号」のように、「備考」に床面積を「100㎡」のように記載する。 (3) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 記載事項＝当該権利に係る土地の所在地、権利の取得価額、取得年月日及び面積 「摘要」に所在地及び地上権又は賃借権の別を「秋田市山王〇丁目〇番〇号（地上権）」というように、「備考」に面積を「100㎡」というように記載する。 (4) 動産 記載事項＝取得価額が100万円を超える動産について、品目、取得の価額、取得年月日及び数量 「摘要」に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように、「備考」に数量を「1台」「5点」というように記載する。 (5) 預金又は貯金 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）について、「摘要」に「残高」と記載し、残高の額を記載する。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その18)	2 資産等の項目 別内訳	(6) 金銭信託 「摘要」に「金銭信託」と記載し、信託している金銭の額、信託の設定年月日を記載する。 (7) 有価証券 記載事項＝種類、銘柄、取得価格、取得年月日及び数量 「摘要」に「国債」、「株式」、「社債」などの種類を、「備考」に「〇年〇月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように、銘柄及び数量を記載する。 (8) 出資による 権 利 記載事項＝出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日 「摘要」に出資先を「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載する。 (9) 貸 付 金 記載事項＝貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金について、貸付先、貸付先ごとの残高を記載する。 「摘要」に貸付先を「秋田太郎」、「乙政治団体」というように記載する。 (10) 敷 金 記載事項＝支払い金額が100万円を超える敷金について、支払先、敷金の額及び支払年月日 「摘要」に支払先を「秋田太郎」「乙株式会社」というように記載する。 (11) 施設の利用 に関する 権 利 記載事項＝取得価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について、種類、取得価額、取得年月日及び対象となる施設の名称 「摘要」に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように種類を、「備考」に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように施設の名称を記載する。 (12) 借入金 記載事項＝借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について、借入先、借入先ごとの残高 「摘要」に借入先を「甲銀行（乙支店）」というように記載する。 イ アの（1）～（4）まで、（7）及び（11）の資産で政治団体が政治団体となった日前に取得したもので、 ○取得の価額が明らかでない場合 →その旨を「備考」に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨付記する。 ○取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合 →その旨を「備考」に記載するとともに、当該政治団体が政治団体になった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額で記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記する。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その18)	2 資産等の項目 別内訳	○取得年月日が明らかでない場合 →その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」に記載する。 ウ アの(8)及び(10)の資産で政治団体が政治団体となった日前に取得したもので、その取得年月日が明らかでない場合 →その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」に記載する。 エ アの(1)～(4)まで、(7)及び(11)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したもので、 ○その取得の価額が明らかでない場合 →その旨を「備考」に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記する。 ○取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合 →その旨を「備考」に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積もった金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記する。 ○取得年月日が明らかでない場合 →その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」に記載する。 オ アの(8)及び(10)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したもので、取得年月日が明らかでない場合 →その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」に記載する。
(その19) ※ 資 金 管 理 団 体 の み が 作 成 す る 様 式	3 資金管理団体 の不動産の利 用の現況	ア この様式を作成する必要がある団体 次の2つにあてはまる団体 ①12月31日現在で資金管理団体として指定されている。 ②「土地」「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」を保有している。 イ 記載方法 様式(その17)の1の(ア)土地(イ)建物(ウ)建物の所有を目的とする地上権又は賃借権の「項目別区分」ごとに、所在、利用の用途及び利用の現況を記載する。 (1)土 地 事務所の用に供している場合 →「摘要」に所在を「秋田県秋田市山王〇丁目〇番〇号」というように(以下同じ)、「用途」にその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。)」というように記載する。

様 式	項 目 区 分	項 目 別 記 載 要 領
(その19) ※ 資 金 管 理 団 体 の み が 作 成 す る 様 式	3 資金管理団体の不動産の利用の現況	事務所以外の用に供している場合 →「摘要」に所在を、「用途」にその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように、以下、使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように、当該土地を現に使用している者ごとの用途として「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、使用している面積並びに使用の対価を記載する →「使用者ごとの使用面積」には、当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」には、当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載する。 ウ (2) 建物、(3) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権についても(1)に準じて記載する。 エ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」から「使用者ごとの使用の対価の価額」までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときは、一人ずつ行を分けて記載し、その際、「使用者ごとの使用面積」については、各使用者の専有面積で按分するなど、適宜記載する。 オ 「使用者と当該資金管理団体及び代表者との関係」から「使用者ごとの使用の対価の価額」までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載の必要はない。
(その20)	宣 誓 書 (日付を空欄にしないこと)	ア 会計責任者が署名又は記名押印する。 イ 政治団体を解散する場合のみ、会計責任者に加え、代表者も署名又は記名押印し、「政治団体解散届」と一緒に収支報告書を提出する。 (※ 令和6年中に解散した場合は令和6年分を、令和7年に解散した場合は令和6年分+令和7年分(1月1日から解散日までの分)の収支報告書を提出する。) ウ 国会議員関係政治団体は、政治資金監査報告書を併せて提出する。
第 1 5 号様式	領収書を徴しが たかった支出の 明細書	ア 「支出の目的(項目)」には、様式(その13)の例により分類して記載する。 イ 「摘要」には、例えば「タクシー代」のように具体的に記載する。 ウ 「会計責任者の氏名」には、会計責任者が記名押印又は署名する。
第 1 6 号様式	振込明細書に 係る支出目的書	ア この様式は、振込明細書に「金額」「年月日」以外に、「支出の目的」が記載されている場合には、提出を要しない。 イ 「支出の目的(項目)」には、様式(その13)の例により分類して記載する。 ウ 「摘要」には、例えば、「会場借上料」というように具体的に記載する。 エ 支出の目的ごとに別葉に作成する。 オ 支出の目的に対応する振込明細書の写(複写機により複写したものに限る)と併せて提出すること。

Ⅲ 【 提出の際の添付書類 ＝ 支出金の領収書 】

- ア 収支報告書の提出時、各政治団体ごとに次の支出に該当する領収書の写を添付すること
 イ 領収書を添付しない場合は、（第 15 号様式）又は（第 16 号様式＋振込明細書を添付）を作成して添付すること
 ウ 本部や支部等の交付金や寄附金の収支については、両者を整合させること
 エ 政治団体の種類ごとに提出が必要な領収書は次のとおり

政治団体 の種類	支出項目別 経常経費（人件費以外） （※（1）光熱水費 （2）備品・消耗品費 （3）事務所費）	政治活動費 （※（1）組織活動費 （2）選挙関係費 （3）機関誌等の発行その他の事業費 （4）調査研究費 （5）寄附・交付金 （6）その他の経費）
国会議員関係政治 団体 （他の団体で特例 規定が適用されて いた期間を含む。）	1 件 1 万円を超える支出	1 件 1 万円を超える支出
資金管理団体 （国会議員関係政治 団体及び同政治団 体の特例期間が 適用されていた期 間を除く。）	1 件 5 万円以上の支出	1 件 5 万円以上の支出
上記以外の 政治団体 （国会議員関係政治 団体及び同政治団 体の特例期間が 適用されていた期 間を除く。）	添付不要	1 件 5 万円以上の支出

※ 1 1 件について、同じ事項に数回にわたって支出がなされたときは合計で 1 件と数える。

- 2 会計責任者は支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書を徴さなければならない。特に領収書の宛名を政治団体として明確にすること及び支出の目的（一般的に領収書で、「但し〇〇〇代として」と記載されている部分）の記載について十分に確認すること。
- 3 振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、第 16 号様式（支出目的書）の提出は要しない。